

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

1. 測定機関 双葉地方水道企業団
2. 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
3. 検査頻度 毎日
4. 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
5. 検査結果 令和7年6月1日～令和7年6月30日分（毎日採水、毎日検査）

採水場所	水 源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝平浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、6月30日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値(1Bq/kg)未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝浄水場および小山浄水場より給水しています。

《参考》検査日現在の目標値 (単位:Bq/kg) ※これまで暫定規制値が設定されていた

(単位:Bq/kg) ※これまで暫定規制値が設定されていた

食品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
	—	10	

※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

水道修理当番表

指定給水工事事業者名	年月	令和7年8月	令和7年9月
北陽管工(有) ☎0240-27-3419		18日～23日	28日～30日
(有)吉田鉄工所 ☎0240-27-3241		10日、11日、24日～30日	14日～20日
(有)山忠設備工業 ☎0240-27-3311		12日、13日、31日	1日～6日
草野建設(株) ☎0240-25-3121		3日～9日、14日、15日	7日～13日
(有)吉田設備 ☎090-3982-3422		1日、2日、16日、17日	21日～27日

問 双葉地方水道企業団 〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小埴字小山6-2
☎0240-25-5315 (代表) FAX 0240-25-5385
E-mail: soumu@f.mizu.jp

〒979-0515 福島県双葉郡楡葉町大字上小墾字小山6-2
☎0240-25-5315 (代表) FAX 0240-25-5385
E-mail : soumu@f-mizu.jp

広野町内ごみ収集カレンダー

August



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 休	6 不燃	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12 休	13 カン	14 可燃	15	16
17	18 可燃	19 休	20 ビン	21 可燃	22	23
24/31	25 可燃	26 休	27	28 可燃	29	30

September
9月





日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 ペット	3 不燃	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 ペット	10 カン	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 ペット	17 ビン	18 可燃	19	20
21	22 可燃	23 ペット	24	25 可燃	26	27
28	29 可燃	30 ペット				

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

そのランプ交換、ほんとに大丈夫？

～蛍光灯ランプがなくなる前に

LEDランプへ交換をしようとしているみなさまへ～

(2027年末までに、すべての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入が禁止になります)

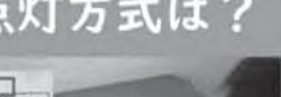


既設の照明器具と交換用 LED ランプの組み合わせにより出火する危険があります

事故を防ぐ3つのポイント

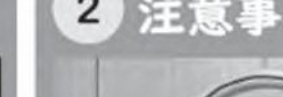
蛍光灯からLEDへのランプだけの交換は、注意事項の確認が大切です

1 点灯方式は？



器具とランプの点灯方式が
合っているか確認しましょう

2 注意事項は？



取扱説明書の注意事項を
守って作業しましょう

3 異常はない？



ちらつきなどの異常が
ないか確認しましょう

過去の事故内容

不適切なランプ交換による事故が過去10年間で
12件発生しています

不適切なランプ交換による事故内容の内訳 ※ () は火災件数

不適切なランプ交換の内容	ランプの種類		総計
	直管形	環形	
取付手順を間違えた		5(2)	5(2)
照明器具とランプの組み合わせを間違えた		3(2)	3(2)
必要な工事をしなかった	3(3)		3(3)
経年劣化している照明器具に取り付けした		1(1)	1(1)
計	3(3)	9(5)	12(8)

火災事例(2019年9月 兵庫県)

使用者がインバーター式の照明器具に LED ランプを接続して使用したため、LED ランプ内部基盤に過剰な電流が流れ込み、**異常発熱し出火した**

まるごと照明器具交換を推奨

ランプ交換のみで、照明器具が「ずっと使える」と考えるのは間違いです

照明器具は設置後10年が交換の目安です

天井に配線器具ありますか?

はい

いいえ

工事不要

自分自身で照明器具ごと交換してOK

LED一体型器具の取付

工事必要

自分自身で交換NG
電気工事業者に依頼

※「LED 一体型器具」とは、LED ランプと照明器具が1つのユニットとして組み込まれている製品の事です。

やっぱり安心なのは、まるごと照明器具交換！

※資料出典元:独立行政法人 製品評価技術基盤機構「nite」

富岡消防署 ☎0240-22-2119
川内出張所 ☎0240-38-2119

檜葉分署 ☎0240-25-2119

